

## 非正規労働者保護法制の確立と「非正規切り」裁判の全面勝利をめざし、労働者の権利擁護とディーセント・ワークの実現を求める決議

2008年秋の金融危機を契機に、大企業は、派遣労働者、期間労働者の大量解雇・雇止めを強行するとともに、正規雇用の非正規雇用への置き換えをいっそう加速させた。全労働者のうちパートタイム、契約社員や派遣労働者などの非正規労働者の割合が38.7%となり、過去最高を更新する一方、非正規労働者のうち年収200万円以下の労働者の割合が74%をしめるに至り、全国で1045万人にもよる労働者が年収200万円以下の生活を強いられている。雇用情勢の悪化に比例し、全国における生活保護受給世帯は増加の一途をたどり、本年10月現在受給者総数は204万人を突破し、過去最大であった1951年の数字に迫る勢いを見せている。

労働者を取り巻く環境の悪化は我が国だけにとどまらない。現在、世界の失業者は2億人に達した。2008年の金融危機発生後2000万人が失業し、現在の雇用情勢が続けば2012年までにさらに2000万人が職を失う状況にあることが、国際労働機関（ILO）と経済協力開発機構（OECD）により報告されている。グローバル経済のもとで底なしのコスト競争が続けられていることの結果である。雇用の危機的状況の打開策として、質の高い雇用を創出と非正規雇用の削減を図り、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現することは、いまや世界が直面する最重要の課題である。

派遣労働者のおかれている悲惨な状況を改善し、真に派遣労働者の権利、利益を擁護するためには、製造業派遣・登録型派遣の全面禁止、労働契約の期間の定めのない「直接雇用みなし制度」、派遣労働者を派遣先の正社員と均等待遇することなど、現在の労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正することが必要不可欠である。

首切り自由の状態におかれている期間労働者の雇用を守るためには、有期労働契約の臨時的・一時的業務への限定、更新回数2回・利用可能年数1年の上限規制、これらに違反した場合の「無期契約みなし制度」などの抜本規制が必須である。

ところが、非正規雇用を首切り自由の「景気の調整弁」として「活用」することをもくろむ財界は、「産業空洞化の回避」を口実として、労働規制強化に反対し、さらなる規制緩和を要求している。日本経団連は、本年9月、「経団連成長戦略2011」を発表したが、そこでは、「近年、労働者派遣法の改正法案の国会への上程に加え、有期労働契約及び高齢者雇用の規制強化に向けた議論や、最低賃金の大幅な引き上げなどがなされている。このような過度な労働規制強化は、国内事業をさらに悪化させ、雇用の減少につながるおそれが強い。」などと規制強化へ反対し、さらなる規制緩和を主張している。

これらの財界の主張は、結局のところ、人件費の削減と使い捨て雇用を正当化するための詭弁にすぎない。本年3月の東日本大震災後、震災に便乗した非人道的な派遣切り、期間切りが跡を絶たない。非正規雇用が全労働者の4割近くに至った現

在、貧困と格差の拡大につながるさらなる規制緩和を決して許してはならない。

「偽装請負も労働者派遣に該当し、労働者供給に該当する余地はない」などとして、派遣先との黙示の労働契約の成立を否定したパナソニックPDP事件最高裁2009年12月18日判決以降、各地の地裁、高裁で、最高裁判決に追随して、派遣先と労働者との間の黙示の労働契約の成立を否定し、あわせて派遣先の損害賠償責任をも否定する判決が相次いで出されている。

その理由とするところは、「偽装請負も労働者派遣に該当し、労働者供給に該当せず、中間搾取の問題は生じない」、「労働者派遣法は取締法規であり、派遣労働者に何らかの権利・権限を認めるものではなく、間接的に派遣労働者の権利利益を守ろうとしているに止まる」、「労働者派遣法が守ろうとしている派遣労働者の利益は、不法行為法上、法的保護に値する利益とまでは評価できない」、「労働者派遣は、労働者に対して就労の場を提供する機能を果たしている」などというものである。

しかし、「違法行為を行っても何ら責任を取らなくてよい」とするパナソニックPDP事件最高裁判決をはじめとする各地の地裁・高裁判決は、偽装請負や派遣期間制限違反の違法行為を野放しにし、派遣労働者に恒久的に劣悪・不安定雇用を押しつけるものであり、国民の法常識にも反し、とうてい容認できないものである。

自由法曹団は、非正規労働者を取り巻く現在の困難な情勢を切り開き、我が国のすべての労働者の権利を擁護し、働きがいのある人間らしい仕事―「ディーセント・ワーク」―の実現のために奮闘する決意である。そのために、自由法曹団は、非正規労働者保護法制の確立―労働者派遣法の抜本改正と有期労働契約に対する抜本規制―と「派遣切り、期間切り」裁判の全面勝利に向けて引き続き全力を尽くすものである。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会